

# 規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第十七号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

第一条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十四号）の項の次に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号）	第二十八条第七号（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）
-----------------------------------------------------	----------------------------------

別表第一の三埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の項の次に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	第十一条第一項及び第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）
-------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第二の一に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例

第二十八条第七号（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第三十八条

別表第二の二埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の項の次に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例

第十一条第一項及び第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）

別表第四の一に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例

第三十八条

第二条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一の一旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の項中「第五条第三号ヲ」を「第五条第三号ヨ」に改め、同表公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）の項中「別表第一第三十三号」を「別表第一第二号ツ」に改める。

別表第一の二公衆浴場法施行条例の項中「別表第一第十八号」を「別表第一第二号ホ」に改める。

別表第一の三埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の項中「及び第二項（第三十五条第一項において準用する場合を

む。）」の下に「第十三条第五項」を加える。

別表第二の一旅館業法施行条例の項中「第五条第三号ヲ」を「第五条第三号ヨ」に改め、同表公衆浴場法施行条例の項中「別表第一第三十三号」を「別表第一第二号ツ」に改める。

別表第二の二埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の項中「及び第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）」の下に「第十三条第五項」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。